

# 平成25年度税制改正のポイント

平成25年度の税制改正では、中小企業にとって活力強化となるような内容が多く盛り込まれています。

**Q1. 事業承継税制が使いやすくなったという点ですが、具体的に教えてください。**

**A1.** 中小企業の後継者の方は、先代経営者の方から会社の代表権だけでなく、会社の株式も取得します。

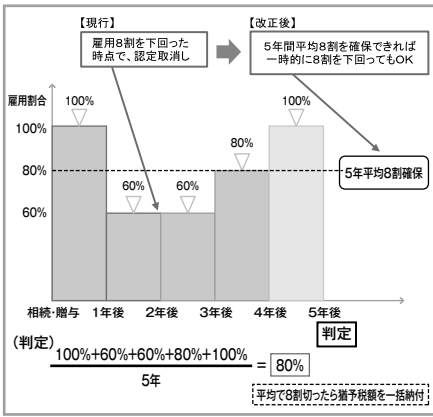
事業承継税制とは、その株式取得について一定の要件のもと、相続税(80%)及び贈与税(100%)の納税を猶予する制度です。

今回の改正では、現行制度を大幅に見直し、より使いやすく改善されています。

① 先代経営者は役員として残留が可能に  
現行では株式贈与時に、先代経営者の役員退任が要件でしたが、改正により代表権のない有給役員として会社に残ることが可能となります。

② 雇用8割維持要件が緩和

図1



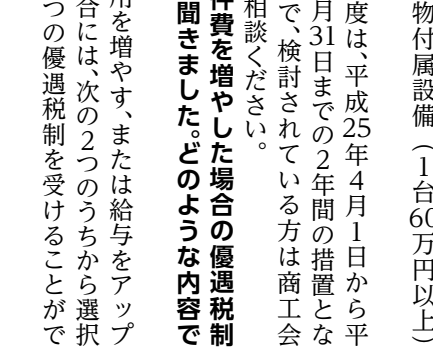
③ 親族でない従業員等への承継も対象に  
現行制度は後継者の要件が先代経営者の親族に限定されていますが、改正後は親族でない従業員等も後継者の対象となります。

④ 事前確認制度は不要に  
現行では、この納税猶予制度を利用する前に、経済産業大臣の事前確認を受ける必要があり、突然後継者となる場合等に対応できないという問題がありました。改正によって事前確認は不要となります。

⑤ 納税猶予額の計算がより有利に  
現行では、納税猶予額を計算する場合に、先代経営者の住宅ローン等の個人債務が、納税猶予の対象となる会社の株式評価額から差し引かれるため、納税猶予額が個人債務相当分減少していました。

改正後は、個人債務は会社の株式評価額からは控除しない方法に変更されるため、納税猶予額がゼロになります。

図2



め、納税猶予額がより大きく有利になります。

⑥ 納税猶予打ち切りリスクの緩和  
納税猶予制度は、要件を満たせなくなった場合に打ち切りとなり、相続税や贈与税を一括納付することになります。

その場合、納税猶予額に加え利子税も納付します。改正により、利子税が現行2.1%から0.9%へと引き下げられます。

さらに承継した期間が5年超の場合は5年間の利子税が免除され、打ち切りとなった場合のリスクを軽減する内容の改正となっています。

この事業承継税制の改正は平成27年1月からとなります。

**Q2. 店舗改装に対して税制の優遇があると聞きました。どのような内容ですか。**

**A2.** 商業・サービス業を営む個人事業者や中小企業が、商工会議所などのアドバイスや踏まえて店舗改装などの設備投資をした場合には、取得価格の30%の特例償却または7%の税額控除が受けられます。

対象事業者は卸売業、小売業、サービス業で、対象となる設備は器具備品(1台30万円以上)、電気設備や給排水設備のような建物付属設備(1台60万円以上)です。

この制度は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間の措置となりますので、検討されている方は商工会議所へ御相談ください。

**Q3. 人件費を増やした場合の優遇税制があると聞きました。どのような内容ですか。**

**A3.** 雇用を増やす、または給与をアップさせる場合には、次の2つのうちから選択により1つの優遇税制を受けることができます。

① 給与支給額を5%以上増加させた場合には一定の要件のもと、給与増加額の10%を税額控除できます。

② 雇用者を増やした場合の税額控除が、1人あたり20万円から40万円に増額されます。ただしハローワークに雇用計画の提出が必要となります。

**Q4. LED照明等の導入に優遇税制があるそうですね。**

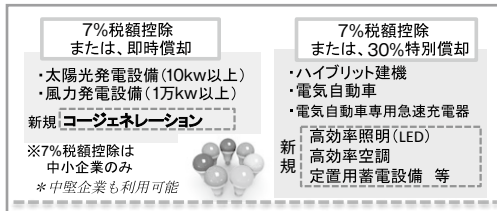
**A4.** いわゆるグリーン投資減税として、太陽光発電設備や電気自動車、即時償却や特別償却または税額控除が設けられています。

今回の改正では、対象資産として新たに一定要件を満たすLED照明などが加わりました。

**Q5. 交際費課税の改正について教えてください。**

**A5.** 中小企業の交際費は、現行は600万円まで9割が損金となります。改正後は1年間ですが、800万円まで全額が損金となります。

図3



当所エキスパート  
バンク登録専門家  
佐藤晴美税理士事務所  
(宮城野区五輪)  
税理士  
佐藤晴美氏